

[別紙]

令和4年度法務省委託インターネット上における誹謗中傷防止映像を使用した広報に関する留意事項

- 1 テレビCM（全国向け）
 - (1) 地上波テレビCMを実施すること。最低GRPと放送エリアは以下のとおりとする。
 - 4, 000GRP（全国32地区）
 - ※ 地域に偏りのないよう実施をすること。
 - (2) 国民全般に訴求するよう、放映時間帯、番組等に留意すること。
 - (3) 放映計画（放送局、期間、本数、想定GRP（延べ視聴率）等）を提案すること。
 - (4) GRPの積算に当たっては、株式会社ビデオリサーチの視聴率データから算出した平均視聴率を使用すること。
 - 2 SNS広告
 - (1) SNS上の広報は、次の広報媒体による動画広報とする。
 - ア Twitter
 - イ Instagram
 - ウ Facebook - ※ ただし、上記媒体と同等又はそれ以上の広報効果が得られる他の媒体がある場合は提案可。その場合は、根拠資料や理由等、必要な情報を企画書中に明記すること。
 - (2) 動画視聴完了数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

ア Twitter	115万回
イ Instagram	75万回
ウ Facebook	16万回

 - ※ 掲出においては当センターと協議のうえ、効果的・効率的な配信運用に努めること。
- 3 YouTube（インストリーム広告）
 - (1) 「YouTube TrueView」による動画広報とする。
 - (2) 動画視聴完了数はより多いことが望ましいが、少なくとも以下の回数を満たすものとする。

200万回
- 4 JR東日本トレインチャンネル
展開路線及び期間は以下のとおりとする。
 - (1) 展開路線
全線（山手・横須賀・総武快速・中央快速・京浜東北・根岸・京葉・

埼京・横浜・南武・常磐各停・中央・総武各停・ゆりかもめ)

(2) 期間

1 週間

5 その他想定される媒体

上記1～4の媒体による広報の他に、より広報効果・視聴者増の効果が
高い手法があれば提案可能とする。なお、下記ア～キはあくまで例である
ため、例示した方法に捉われることなく提案すること。

<例>

ア ラジオ広報

イ 新聞広告及び新聞広告掲載紙関連ウェブサイト等での広報

ウ フリーペーパー、タウン誌、情報誌等による広報

エ 街頭大型ビジョン、電光掲示板、デジタルサイネージ等による広報

オ 公共交通広告（車両内中吊、車内広報枠への掲示、ラッピングバス、
貸切列車広報、JR東日本トレインチャンネル以外の電車内の液晶ディスプレイ
広報等）

カ POSレジ画面広告

キ 羽田フューチャービジョン

※ 法務省が実施する広報にふさわしい媒体・内容にすること。

※ 任意広報等の広報デザインについては、本事業で使用する映像を基
に、必要な加工・修正等を施した上で可能な限り統一すること。

6 映像

当センターから提供する15秒映像（全4種）を使用すること。なお、各
媒体において、各映像、同数程度の再生数であることが望ましい。

7 広報時期

以下を想定。

令和4年11月28日（月）～12月10日（土）

※ 令和4年12月4日（日）～10日（土）の人権週間を中心に展開す
ること。

※ 広報スパンが定められている媒体がある場合は、提案書中に、特記事
項とするなど強調して明記すること。